第3章 その他の検討事項

第3章 その他の検討事項

第1節 検討事項について

ここでは、今回の中間見直しを契機に、本市の廃棄物行政において懸案事項となっている案件について、具体的な方向性を示していくこととします。

1. 資源物の持ち去り行為の防止

(1) 現状

市が収集する前に、第三者が新聞紙・チラシやアルミ缶などをごみステーションから持ち去る行為によって、行政収集による再資源化量は減少しています。このような状況が続くと市民の分別意欲の低下や"市が行う一般廃棄物の処理・リサイクル"への信頼の低下も懸念され、ひいては、ごみの減量・リサイクルが停滞することも危惧されます。

よって、本市では、持ち去り行為を防止するため、平成19年3月に『熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を改正し、禁止規定及び罰則規定を設け、周知期間を経た平成19年10月1日に持ち去り禁止規定を施行、平成20年4月1日より罰則規定を施行しました。

現在は、市職員及び熊本市資源物等持ち去り防止指導員による早朝パトロールを行い、資源物等の持ち去り行為防止に努めています。

(2) 今後の対応

資源物の持ち去り行為については本計画実施前から積極的に取り組んではいるものの、その発生件数は減少傾向には至っていません。今後はその背景や理由を綿密に分析し、効果的な対応策へと繋げていくとともに、必要によっては関与者の公表など、対策強化のために条例改正も検討します。

2. 「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」の実現

(1) 現状

平成25年10月、水銀の人為的な排出の削減や地球規模の水銀汚染を防止することを目的とした「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本市及び水俣市で開催され、熊本県と熊本市は率先して「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」の実現を目指していくこととしました。

これを受けて、本市では水銀含有製品のさらなる適正処理に加え、爆発や火災の危険性がある廃棄物の分別収集を見直すこととし、家庭から出される廃蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池の5品目を「特定品目」として平成26年10月から分別収集を開始し、回収した水銀については一般に流通しないよう本市で引き取り、処理方法が確立するまで厳重に保管することにしました。

(2) 今後の対応

現在、「特定品目」で収集している品目以外にも水銀を含有する廃棄物があることを踏まえて、市民への情報提供やその品目の収集・処理に関する検討を行います。

また、国の水銀条約関連法の整備を受け、熊本県との連携の中で、「水銀フリー(使用削減・ 適正処理)社会」実現に向けた対応を推進していきます。

3. 一般廃棄物処理業の許可の適正化

(1) 本市の適正なごみ処理を取り巻く現状

一般廃棄物を取り巻く本市の環境は、第2章からも分かるように、収集人口やごみ排出量ともに総じて減少傾向にあるといえます。本市のリサイクル処理の現状は、一般廃棄物処理の許可を受けた業者が設置したリサイクル施設での処理に 100%依存しており、対象資源物の種類によっては発生する資源物に対する既存のリサイクル施設の処理能力の総計が大幅に上回る状態となっていることから、継続的かつ安定的な適正処理の確保のため、必要に応じて一般廃棄物処理の許可制限を行う必要があります。この中で、市民の快適な生活環境を守りつつ、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分のそれぞれの処理について、民間処理業者との連携を図りながら必要な体制を確立していく必要があります。

(2) 今後の対応

一般廃棄物処理の大部分で民間処理業者のノウハウを活用している現状では、市の処理責任 を明確化するとともに、委託先での確実な処理を大前提に費用対効果等の分析を適宜実施し、 適正価格での処理委託などごみ処理経費の適正化を図っていく必要があります。

また、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者については、本計画においてごみ排出量の減少傾向から増加は見込まれず、現状の体制で十分処理が可能であるため、平成26年10月環境省通知*に従い、原則として当面の間、許可の種類に応じた制限を行うこととし、今後も本計画や年度ごとに策定する「熊本市一般廃棄物処理実施計画」におけるごみの発生量の予測などに応じて、それぞれの事業者が継続的かつ安定的に事業を行うことができるように配慮しながら、業者数の適正化を図っていく必要があります。

しかし、本計画が国の「循環型社会形成推進基本計画」に基づいて策定されている以上、 さらに高度な循環型社会の形成を目指さなければなりません。例えば、技術革新等により新た なリサイクルが技術的に確立され実行に移す場合や、本市のリサイクル事業において手薄な部 分を補うような分野での事業を開始する場合など、市民の生活環境向上に寄与する場合には許 可の制限を行うことなく、率先して許可をするなど、柔軟な対応を行っていきます。

[※] 資料2「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」参照。